

## 松川町国民健康保険運営協議会 次第

日時 令和6年2月14日 午後6時30分～  
場所 松川町役場 2階 協議会室

(全体進行：事務局)

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の選任について

4 協議事項（進行：会長）

(1) 国民健康保険事業の状況について

(2) 国民健康保険特別会計 決算見込み及び当初予算（案）について

(3) 第3期データヘルス計画について

5 質 疑

6 連絡事項

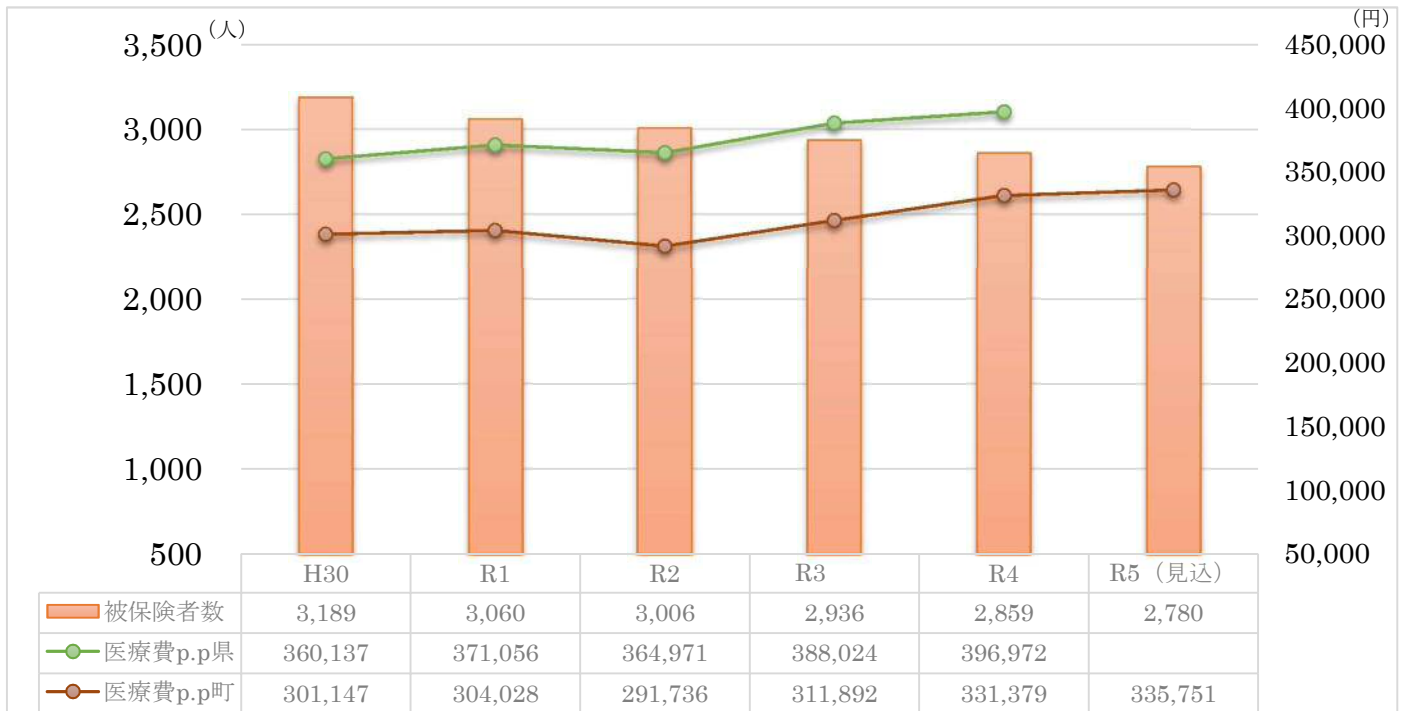
7 閉 会

## 松川町国民健康保険運営協議会委員名簿

	氏 名	自治会	任 期
公 益 代 表	松 井 悦 子	上町	令和4年11月30日 ～ 令和6年11月29日
”	坂 本 勇 治	福沢	令和4年11月30日 ～ 令和6年11月29日
”	間 瀬 重 男	滝の沢	令和4年11月30日 ～ 令和6年11月29日
”	米 山 義 盛	清泉地上	令和5年5月22日 ～ 令和6年11月29日
保 険 医 代 表	宮 澤 豊	中央二	令和4年6月1日 ～ 令和7年5月31日
”	米 山 繁 樹	北名子	令和4年6月1日 ～ 令和7年5月31日
”	中 塚 龍 也	名子中部	令和4年6月1日 ～ 令和7年5月31日
”	横 田 陽 一	日赤	令和4年6月1日 ～ 令和7年5月31日
被 保 険 者 代 表	下 澤 淳 子	中山	令和4年6月1日 ～ 令和7年5月31日
”	佐 藤 八 重	本町	令和4年6月1日 ～ 令和7年5月31日
”	西 尾 幸 久	新井南部	令和4年6月1日 ～ 令和7年5月31日
”	大 島 江 玲 奈	古町南部	令和4年9月1日 ～ 令和7年5月31日

## 【協議事項1】国民健康保険の状況について

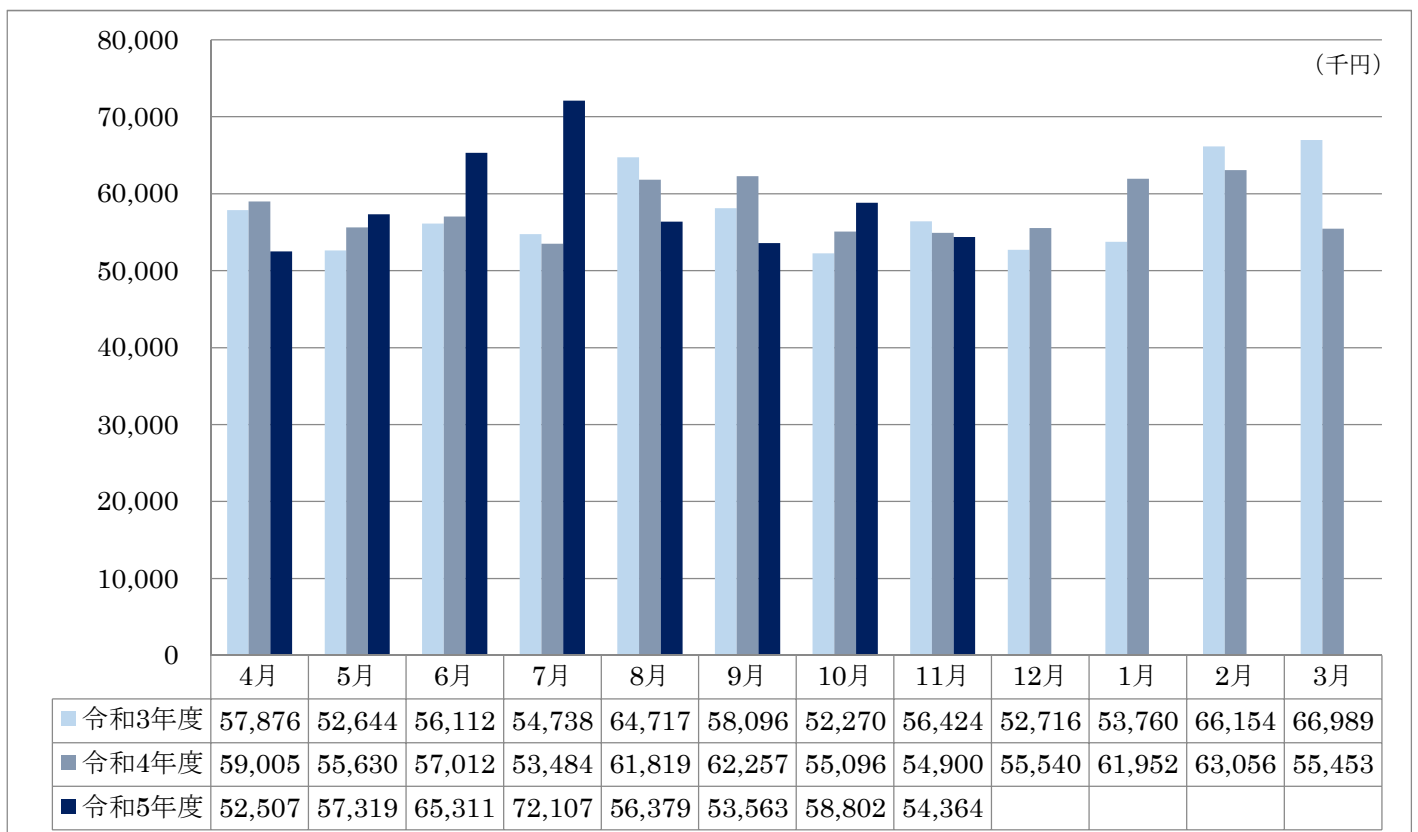
### 1. 被保険者数・医療費の推移



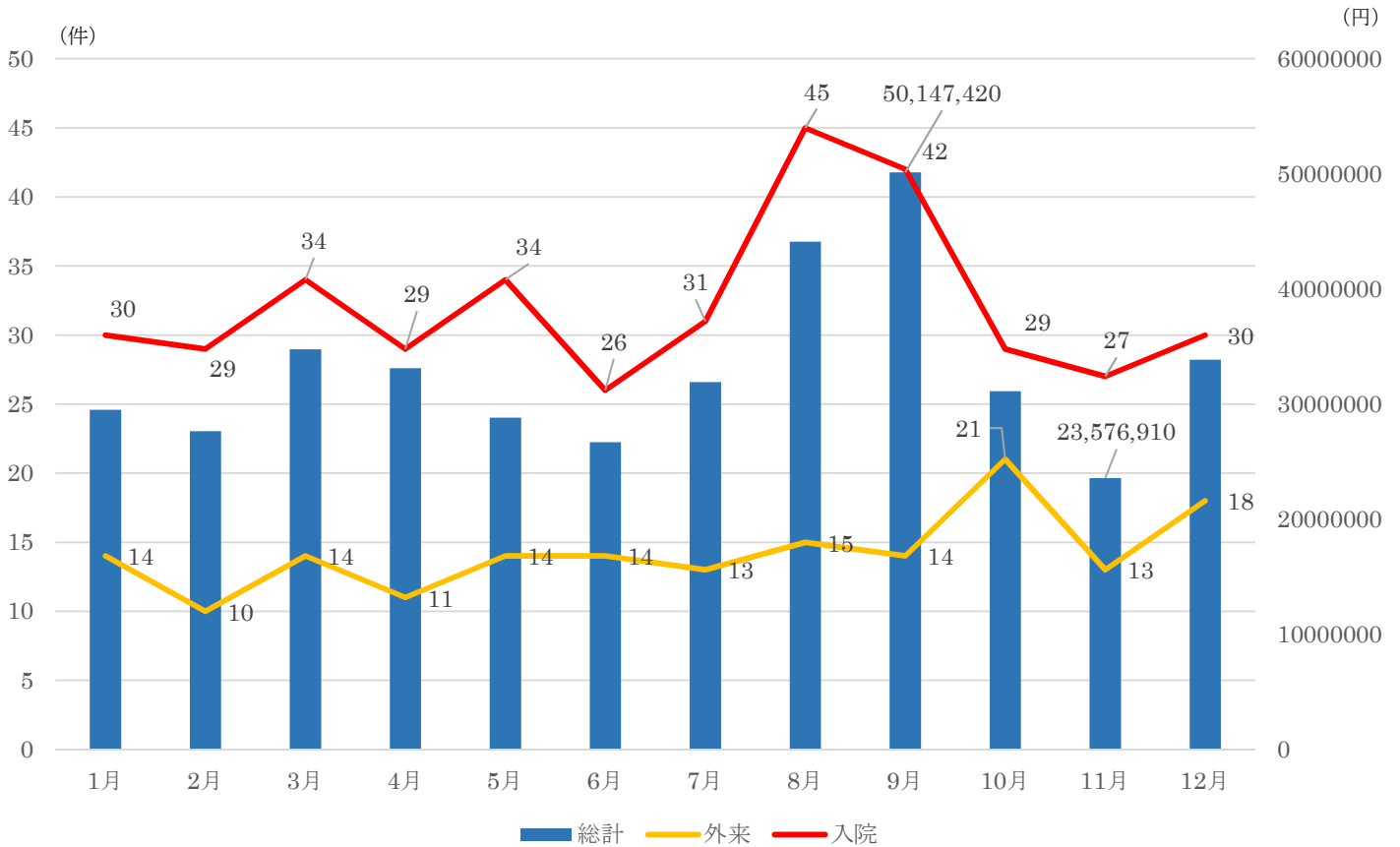
○被保険者数が減少している中で、1人当たり医療費は増加傾向が続いており、全県で見た場合にも顕著となっている。令和2年度には、コロナ禍による受診控えもあり減少となったが、令和3年度以降は、毎年増加している。

### 2. 医療費動向

#### (1) 療養給付費の月別推移 (令和5年度)



(2) 30万円以上レセプトの月別推移（令和5年1月～令和5年12月）



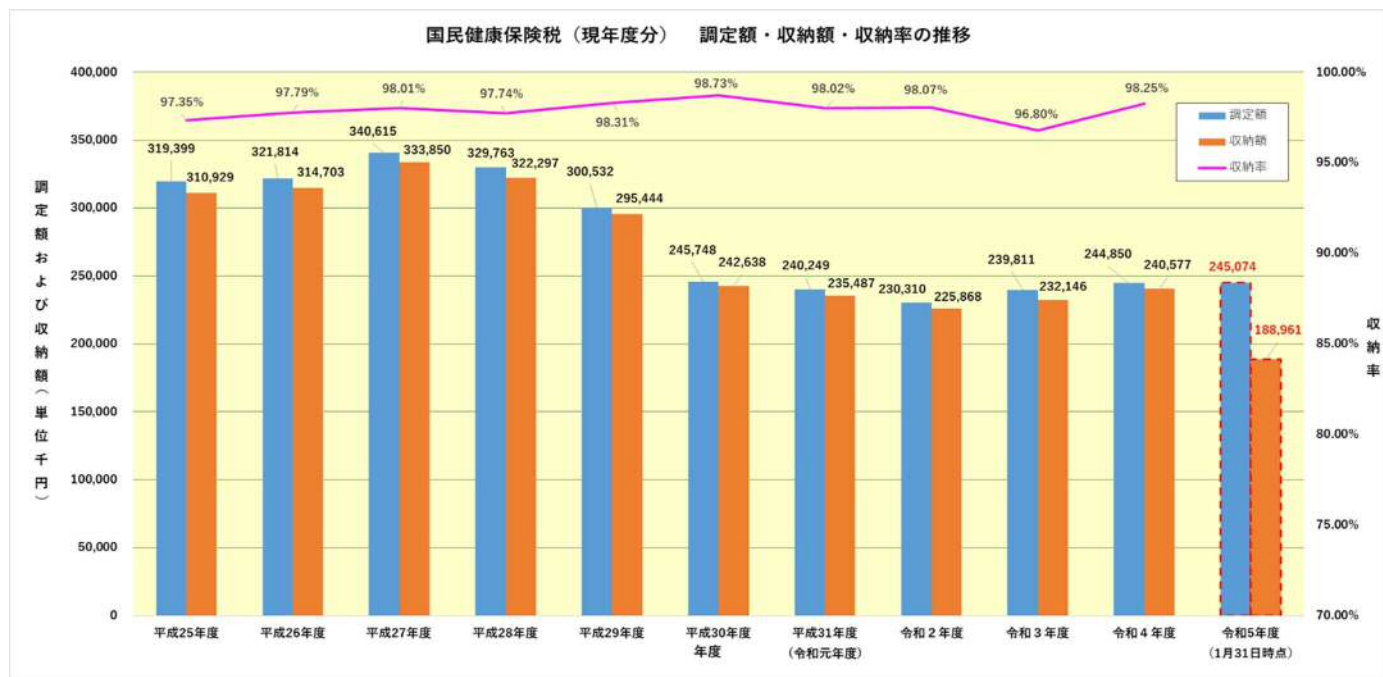
30万円以上レセプトの分類別件数（令和4.5年度とも1月～12月までの状況）

	R05件数	R05年度 外来・入院		R04件数 (参考)	R05費用額	R04費用額 (参考)	前年比	R05一人 当たり医療費	主要傷病名
		外来	入院						
感染症	1		1	4	445,780	3,147,110	-2,701,330	445,780	ウイルス肝炎 他
循環器系	81	20	61	68	77,176,440	62,144,040	15,032,400	952,796	虚血性心疾患、脳梗塞、脳出血 他
呼吸器系	21		21	23	19,704,030	13,531,440	6,172,590	938,287	肺炎 他
筋骨格系	50	17	33	51	48,927,210	44,922,250	4,004,960	978,544	骨折 他
新生物	126	59	67	129	97,968,160	100,852,640	-2,884,480	777,525	悪性新生物 他
神経系	34	5	29	58	21,785,860	36,261,160	-14,475,300	640,761	脳性麻痺、パーキンソン病、 アルツハイマー病、てんかん 他
消化器系	31		31	29	18,499,800	15,353,060	3,146,740	596,768	胆石症、胃潰瘍、胃炎、膵疾患 他
尿路・性器系	74	65	9	53	32,607,150	24,650,520	7,956,630	440,637	腎不全
精神	82		82	68	43,338,000	33,673,020	9,664,980	528,512	統合失調症、気分障害 他
内分泌	3		3	6	2,905,380	3,155,110	-249,730	968,460	糖尿病 他
眼	16	2	13	23	7,563,910	10,424,920	-2,861,010	472,744	白内障 他
その他	38	3	35	47	24,342,760	26,436,510	-2,093,750	640,599	
総計	557	171	386	559	395,264,480	374,551,780	20,712,700	709,631	

循環器疾患医療費の増加が大きかった。その中でも緊急性の高い、くも膜下出血の医療費が上位を占めており、予防の一つとしては高血圧の予防と血圧管理になる。脳血管疾患になると、一人当たりの医療費も高くなり、介護などにつながってしまうので脳卒中全般の予防や症状が出た場合の対処法も含め、引き続き周知啓発が必要。

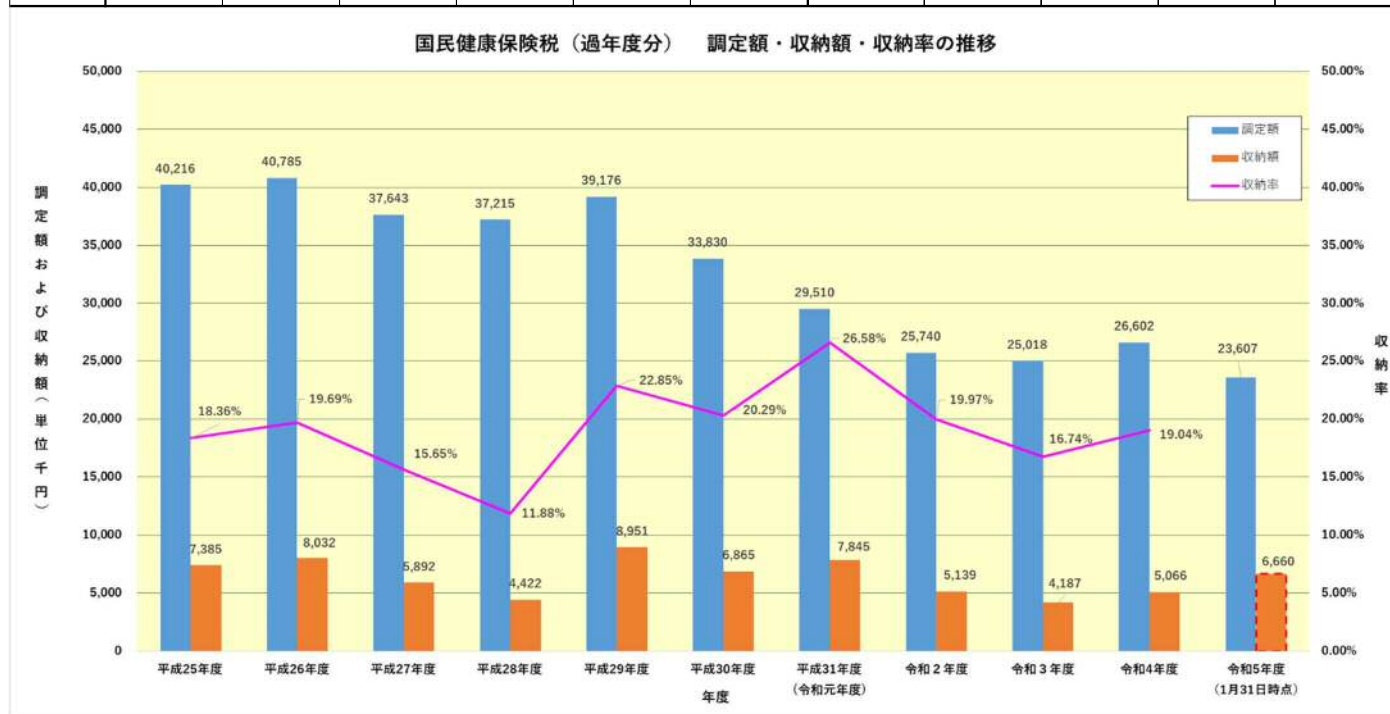
### 3. 国民健康保険税の収納の動向

#### ① 近年の国民健康保険税収納率の推移



(単位：千円)

摘要	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (1月31日時点)
調定額	319,399	321,814	340,615	329,763	300,532	245,748	240,249	230,310	239,811	244,850	245,074
収納額	310,929	314,703	333,850	322,297	295,444	242,638	235,487	225,868	232,146	240,577	188,961
収納率	97.35%	97.79%	98.01%	97.74%	98.31%	98.73%	98.02%	98.07%	96.80%	98.25%	77.10%



(単位：千円)

摘要	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (1月31日時点)
調定額	40,216	40,785	37,643	37,215	39,176	33,830	29,510	25,740	25,018	26,602	23,607
収納額	7,385	8,032	5,892	4,422	8,951	6,865	7,845	5,139	4,187	5,066	6,660
収納率	18.36%	19.69%	15.65%	11.88%	22.85%	20.29%	26.58%	19.97%	16.74%	19.04%	28.21%

### 3. 国民健康保険税の収納の動向

#### ② 令和5年度の国民健康保険税の収納見込

	R6.1.31現在			(参考)	今後の 収納見込 (D)	年度末見込(見込み)	
	調定額 (A)	収納額 (B)	収納率 (C=B/A)	R5.1.31現在の 収納率		収納額 (E=B+D)	収納率 (F=E/A)
現年度分	245,075	188,961	77.10%	77.50%	51,524	240,485	98.13%
過年度分	23,607	6,660	28.21%	15.09%	200	6,860	29.06%

#### ③ 令和5年度の国民健康保険税の月別収納見込み

区分	月	4 (令和5年)	5	6	7	8	9	10	11	12	1 (令和6年)	2	3	4	5
現年度分	調定額 (累計)	66,445	65,553	65,408	240,258	241,577	242,383	243,400	243,517	244,253	245,075	245,075	245,075	245,075	245,075
	当月額 (当月)	15,294	21,219	6,909	23,389	19,926	22,596	16,945	22,595	24,867	15,222	16,524	24,784	9,557	659
	収入額 (累計)	15,294	36,513	43,422	66,811	86,738	109,333	126,278	148,873	173,740	188,961	205,486	230,270	239,826	240,485
	収納率	23.02%	55.70%	66.39%	27.81%	35.90%	45.11%	51.88%	61.13%	71.13%	77.10%	83.85%	93.96%	97.86%	98.13%
過年度分	調定額 (累計)	19,433	19,433	23,706	23,706	23,621	23,621	23,607	23,607	23,607	23,607	23,607	23,607		
	当月額 (当月)	381	763	510	454	1,578	358	1,492	321	603	201	100	100		
	収入額 (累計)	381	1,143	1,653	2,108	3,686	4,044	5,536	5,857	6,460	6,660	6,760	6,860		
	収納率	1.96%	5.88%	6.97%	8.89%	15.60%	17.12%	23.45%	24.81%	27.36%	28.21%	28.64%	29.06%		

#### ・令和5年度の国民健康保険税の収納状況について

国民健康保険税の直近1月末現在の収納率については、現年度分が77.10%（R4年度同期77.50%、対比△0.40%）、過年度分が28.21%（R4年度同期15.09%、対比+13.12%）でした。

現状で現年度の収納率は前年度とほぼ同じ水準で推移していますが、過年度分（滞納繰越分）については、前年度を大きく上回っています。

これは、滞納整理機構に移管した高額滞納事案について、7月に差押えによる大きな取立（1,054千円）があったことや、住民税務課において、9月末から10月にかけて一斉に発送した催告書（警告書）について、国民健康保険税の収納が進んだことが要因として考えられます。（催告書（警告書）による収納1,338千円）

以後、3月から5月までの期間については、訪問集金に力を入れる他、経営不振や生活困窮に起因する滞納者の生活や財産の状況を充分調査し、担税力の無い滞納者については、執行停止や不納欠損の判定を進めて参ります。

また、令和6年度以降については、保険証がマイナンバーカードに統一されて短期保険証が無くなることから、滞納被保険者との面接の機会の創設について検討して参ります。

#### 4. 産前産後にかかる国民健康保険税軽減制度(令和6年1月1日施行)について

令和6年1月1日から、出産される国民健康保険被保険者（以下「出産被保険者」）の国民健康保険税（以下「保険税」）の所得割額と均等割額が、産前産後期間の4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）免除されます。この免除にあたり、所得制限はありません。

※この制度での出産とは、妊娠85日（4か月）以上の分娩で、死産、流産（人工妊娠中絶を含む）、早産の場合も対象となります。

##### 軽減対象期間

出産予定日（出産日）の前月（多胎妊娠の場合は3か月前）から翌々月までの期間

	3か月前	2か月前	1か月前	出産(予定)月	1か月後	3か月後
単胎の方			○	★	○	○
多胎の方	○	○	○	★	○	○

出産日（出産予定日）が令和5年11月1日以降の出産被保険者にかかる保険税の所得割額と均等割額を免除します。

※ただし、免除対象月は令和6年1月からとなります。（本制度の施行期日が令和6年1月1日であるためそれ以前の該当期間は軽減の対象となりません。）

(例) 令和5年11月出産の場合 → 令和6年1月分の保険税を免除します。

令和5年12月出産の場合 → 令和6年1月分・2月分の保険税を免除します。

※この制度での出産とは、妊娠85日（4か月）以上の分娩で、死産、流産（人口妊娠中絶を含む）、早産の場合も対象となります。

##### ・令和5年度の産前産後期間軽減対象期間の例

出産(予定)月	摘要	★出産(予定)月			産前産後期間で免除非該当の月							免除該当月		
		10月	11月	12月	令和6年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	令和5年度	令和6年度	
令和5年10月	単胎	★											免除なし	免除なし
11月	単胎		★										1ヶ月免除	免除なし
12月	単胎			★									2ヶ月免除	免除なし
令和6年1月	単胎				★								3ヶ月免除	免除なし
2月	単胎					★							3ヶ月免除	1ヶ月免除
3月	単胎						★						2ヶ月免除	2ヶ月免除
3月	多胎							★					3ヶ月免除	2ヶ月免除
4月	単胎								★				1ヶ月免除	3ヶ月免除
4月	多胎									★			3ヶ月免除	3ヶ月免除
3月	単胎							★		転出			2ヶ月免除	1ヶ月免除
3月	単胎							★		転入			免除なし	1ヶ月免除

軽減の対象となる国保税額（出産者（出産予定者）の産前産後期間の所得割と均等割額の軽減額）

① 出産される方の所得割と被保険者均等割の軽減額の計算

【所得割】

$$\text{（出産対象者の総所得額 - 基礎控除額 43万円）} \times \text{※税率} \times \text{軽減対象月数} / 12 \text{ヶ月} = \text{軽減額}$$

・税率： 医療（5.7%）・後期高齢者支援（2.55%）・介護保険（2.32%）

※所得割については、出産対象者の産前産後にかかる対象期間について全額減免します。

【被保険者均等割】

$$\text{（出産対象者の※均等割税額）} \times \text{（1 - ※軽減区分）} \times \text{軽減対象月数} / 12 \text{ヶ月} = \text{軽減額}$$

・均等割額：医療（17,000円）・後期高齢者支援（9,200円）・介護保険（9,500円）

※出産対象者の国民健康保険税についてもともと低所得者軽減※（7割・5割・2割）が適用されている場合には、産前産後にかかる国保税軽減対象期間の被保険者均等割について、残りの（3割・5割・8割）を減額します。

参考：国民健康保険税については、国保加入世帯の総所得額（軽減判定所得）に応じて7割・5割・2割の軽減が被保険者均等割と世帯平等割にかかります。（低所得世帯軽減）

② 所得に応じた産前産後期間の国保税軽減額の計算例

○ 2割軽減世帯に属する出産者のケース

・国保加入世帯の総所得額 ≤ 430,000円 + (96.5万円 × 加入者数) + [10万円 × (国保世帯のうち給与・年金所得者の数 - 1)]

区分	①所得割額(応能割)		②被保険者均等割額	③低所得軽減 7割軽減 5割軽減 2割軽減	④= ②×(1-③) 低所得世帯 軽減後の税額	⑤軽減対象 の国保税 ①+④	⑥ 軽減月数 /12月	⑦軽減額 =⑤×⑥ (100円未満 切り上げ)
	(総所得額 - 基礎控除)	× 税率 = 所得割額						
一般分	( 900,000 - 430,000 ) × 5.70%	= 26,790	17,000	0.2	13,600	40,390	4月/12月	13,500
支援分	( 900,000 - 430,000 ) × 2.55%	= 11,985	9,200	0.2	7,360	19,345	4月/12月	6,500
介護分	( 900,000 - 430,000 ) × 2.32%	= 10,904	9,500	0.2	7,600	18,504	4月/12月	6,200
合計	計 49,679		35,700		28,560	78,239		26,200

○ 7割軽減世帯に属する出産者のケース

・国保加入世帯の総所得額 ≤ 430,000円 + [10万円 × (※国保世帯内の給与・年金所得者の数 - 1)]

区分	①所得割額(応能割)		②被保険者均等割額	③低所得軽減 7割軽減 5割軽減 2割軽減	④= ②×(1-③) 低所得世帯 軽減後の税額	⑤軽減対象 の国保税 ①+④	⑥ 軽減月数 /12月	⑦軽減額 =⑤×⑥ (100円未満 切り上げ)
	(総所得額 - 基礎控除)	× 税率 = 所得割額						
一般分	( 400,000 - 430,000 ) × 5.70%	= 0	17,000	0.7	5,100	5,100	4月/12月	1,700
支援分	( 400,000 - 430,000 ) × 2.55%	= 0	9,200	0.7	2,760	2,760	4月/12月	1,000
介護分	( 400,000 - 430,000 ) × 2.32%	= 0	9,500	0.7	2,850	2,850	4月/12月	1,000
合計	計 0		35,700		10,710	10,710		3,700





【協議事項2】国民健康保険特別会計決算見込み及び当初予算（案）について

1. 令和5年度 松川町国民健康保険事業特別会計 決算見込

【歳入】

(単位：千円)

科	目	A. 決算見込額	B. 当初予算額	予実比 (A-B)	説	明
1	国民健康保険税	246,864	238,748	8,116		
	(1) 一般被保険者国民健康保険税(医療分)	149,951	146,079	3,872	現年度分 146,748千円	滞納繰越分 3,203千円
	(2) 一般被保険者国民健康保険税(支援金分)	70,335	67,728	2,607	現年度分 68,714千円	滞納繰越分 1,621千円
	(3) 一般被保険者国民健康保険税(介護分)	26,578	24,889	1,689	現年度分 25,623千円	滞納繰越分 955千円
	(4) 退職被保険者国民健康保険税(医療分)	0	50	-50	現年度分 0千円	滞納繰越分 0千円
	(5) 退職被保険者国民健康保険税(支援金分)	0	2	-2	現年度分 0千円	滞納繰越分 0千円
	(6) 退職被保険者国民健康保険税(介護分)	0	0	0	現年度分 0千円	滞納繰越分 0千円
2	使用料及び手数料	201	201	0	督促手数料 201千円	
3	国庫支出金	34	45	-11	災害等による国の臨時的補助金	
4	県支出金	870,722	794,918	75,804		
	(1) 保険給付費等交付金(普通交付金)	851,134	780,084	71,050	保険給付費(医療費)に対する交付金。出産一時金・葬祭費を除く全額交付。	
	① 一般分	847,924	776,874	71,050		
	② 退職分	0	0	0		
	③ 審査支払手数料	3,210	3,210	0		
	(2) 保険給付費等交付金(特別交付金)	19,588	14,834	4,754		
	① 保険者努力支援分	8,461	7,730	731	保険者努力支援制度(市町村交付分)	
	② 特別調整交付金(市町村向け)	1,540	1,540	0	未就学児医療費分、国保保健事業費分	
	③ 都道府県繰入金(2号分)	4,621	598	4,023	後発医薬品の普及、医療費通知等	
	④ 特定健康診査等負担金	4,966	4,966	0	特定健診に係る費用に対し、国と県からそれぞれ上限1/3ずつ補助。	
5	財産収入	10	10	0	基金利子 10千円	
6	繰入金	88,360	89,140	-780		
	(1) 一般会計繰入金	67,360	68,140	-780		
	① 保険基盤安定繰入金	54,073	54,073	0	保険税軽減分 33,263千円 保険者支援分 20,126千円 未就学児 684千円	
	② 職員給与等事務費等繰入金	6,752	6,532	220	総務費(歳出科目)に対する繰入金。国県補助分を控除して繰入を受ける。	
	③ 出産育児一時金等繰入金	2,000	3,000	-1,000	出産育児一時金の歳出額の2/3を繰入	
	④ 財政安定化支援事業繰入金	4,535	4,535	0	交付税措置(年齢構成差)分	
	⑤ その他一般会計繰入金【繰入なし】	0	0	0	県国保運営方針基準内繰入	
	(2) 財政調整基金繰入金	21,000	21,000	0	町基金を取り崩したときの繰入金	
7	繰越金	27,914	12,164	15,750	前年度から今年度への繰越金	
8	諸収入	7,595	8,506	-911	第三者行為求償ほか	
合計		1,241,700	1,143,732	97,968		

## 【歳出】

(単位：千円)

科	目	A. 決算見込額	B. 当初予算額	予実比 (A-B)	説	明
1	総務費	6,886	6,532	354		
	(1) 総務管理費	3,479	3,526	-47	国保資格の管理に関するシステム委託料、保険証発行、郵送等事務費ほか	
	(2) 徴税費	3,352	2,863	489	国保税に関連するシステム委託料、コンビニ収納サービス利用料ほか	
	(3) 運営協議会費	55	143	-88	国保運営協議会の委員に対する報酬	
2	保険給付費	855,408	788,479	66,929	<b>国保会計により賄われた医療費</b>	
	(1) 療養給付費	738,344	668,344	70,000	一般被保険者 738,344 千円	退職被保険者 0 千円
	(2) 療養費	9,832	9,432	400	一般被保険者 9,832 千円	退職被保険者 0 千円
	(3) 審査支払手数料	2,757	3,210	-453		
	(4) 高額療養費	99,151	98,501	650	一般被保険者 99,151 千円	退職被保険者 0 千円
	(5) 高額介護合算療養費	200	500	-300	一般被保険者 200 千円	退職被保険者 0 千円
	(6) 移送費	0	100	-100		
	(7) 出産育児一時金	2,922	4,502	-1,580	出産育児一時金 2,920 千円	取扱事務費 2 千円
	(8) 葬祭費	600	1,250	-650		
	(9) 結核精神給付金	1,602	2,640	-1,038	町独自の給付制度	
3	国民健康保険事業費納付金	320,045	320,045	0	<b>町から県へ支払う納付金</b>	
	(1) 医療給付費分	195,739	195,739	0	一般被保険者 195,739 千円	退職被保険者 0 千円
	(2) 後期高齢者支援金等分	92,439	92,439	0	一般被保険者 92,439 千円	退職被保険者 0 千円
	(3) 介護納付金分	31,867	31,867	0	一般・退職の区分なし	
4	財政安定化事業拠出金	0	0	0	県基金から交付を受けた場合、翌々年度に国・県・町でそれぞれ1/3を補てん	
5	保健事業費	16,592	16,152	440	疾病予防事業・特定健診・特定保健指導	
6	基金積立金	10	10	0	基金利子分積立	
7	公債費	0	0	0	一時借入支払利息	
8	諸支出金	11,622	11,622	0	償還金・還付金・延滞金 ほか	
9	予備費	31,137	892	30,245		
合計		1,241,700	1,143,732	97,968		

令和5年度の決算見込

## 【歳入】

- ① 国民健康保険税：令和6年1月現在の調定額に、現年度98.0%、過年度25.0%として試算。
- ② 支払額が確定となっていない科目については、補正後の予算額で試算。

## 【歳出】

- ① 保険給付費：医療費は対前年度比増を見込んでいる。ただし、医療費は県支出金（保険給付費等交付金）により賄われる。
- ② 出産一時金：令和6年1月末現在対象者 6人。
- ③ 予備費：決算後、予備費は令和6年度へ繰越。

2. 令和6年度 松川町国民健康保険事業特別会計 当初予算 (案)

【歳入】

(単位：千円)

科	目	R5当初予算	B. 差分	R6予算案(A-B)	説	明
1	国民健康保険税	238,748	9,796	248,544		
	(1) 一般被保険者国民健康保険税(医療分)	146,079	7,277	153,356	現年度分	150,356千円 滞納繰越分 3,000千円
	(2) 一般被保険者国民健康保険税(支援金分)	67,728	1,485	69,213	現年度分	68,913千円 滞納繰越分 300千円
	(3) 一般被保険者国民健康保険税(介護分)	24,889	1,034	25,923	現年度分	25,623千円 滞納繰越分 300千円
	(4) 退職被保険者国民健康保険税(医療分)	50	0	50	現年度分	0千円 滞納繰越分 50千円
	(5) 退職被保険者国民健康保険税(支援金分)	2	0	2	現年度分	0千円 滞納繰越分 2千円
	(6) 退職被保険者国民健康保険税(介護分)	0	0	0	現年度分	0千円 滞納繰越分 0千円
2	使用料及び手数料	201	0	201	督促手数料	201千円
3	国庫支出金(災害臨時特例補助金)	45	-39	6	災害等による国の臨時的補助金	
4	県支出金	794,918	72,905	867,823		
	(1) 保険給付費等交付金(普通交付金)	780,084	70,993	851,077	保険給付費に対する交付金(出産一時金・葬祭費を除く全額が交付される)	
	① 一般分	776,874	71,053	847,927		
	② 退職分	0	0	0		
	③ 診査支払手数料分	3,210	-60	3,150		
	(2) 保険給付費等交付金(特別交付金)	14,834	1,912	16,746		
	① 保険者努力支援分	7,730	1,944	9,674	保険者努力支援制度(市町村交付分)、(事業費連動分)	
	② 特別調整交付金(市町村向け)	1,540	926	2,466	未就学児医療費分、国保保健事業費分、産前産後システム改修費	
	③ 都道府県繰入金(2号分)	598	8	606	後発医薬品の普及、制度移行経過措置分	
	④ 特定健康診査等負担金	4,966	-966	4,000	特定健診に係る費用を国と県からそれぞれ上限1/3ずつ補助	
5	財産収入	10	0	10	基金利子	10千円
6	繰入金	89,140	-16,944	72,196		
	(1) 一般会計繰入金	68,140	1,556	69,696		
	① 保険基盤安定繰入金	54,073	2,630	56,703	保険税軽減分 35,422千円 保険者支援分 20,516千円	未就学児均等割分 663千円 産前産後システム 102千円
	② 職員給与等事務費等繰入金	6,532	-334	6,198	総務費(歳出科目)に対する繰入金	
	③ 出産育児一時金等繰入金	3,000	-667	2,333	出産育児一時金の歳出額の2/3を繰入	
	④ 財政安定化支援事業繰入金	4,535	-73	4,462	交付税措置(年齢構成差)分	
	⑤ その他一般会計繰入金【繰入なし】	0	0	0	県国保運営方針基準内繰入	
	(2) 財政調整基金繰入金	21,000	-18,500	2,500	町基金を取り崩したときの繰入金	R5年度末残見込額 72,768千円
7	繰越金	12,164	8,303	20,467	前年度から今年度への繰越金	
8	諸収入	8,506	-818	7,688	第三者行為求償ほか	
合計		1,143,732	73,203	1,216,935		

## 【歳出】

(単位：千円)

科	目	R5当初予算	B. 差分	R6予算案(A-B)	説	明		
1	総務費	6,532	453	6,985				
	(1) 総務管理費	3,526	15	3,541	保険証発行、郵送等事務費			
	(2) 徴税費	2,863	438	3,301	電算委託料ほか			
	(3) 運営協議会費	143	0	143	委員報酬			
2	保険給付費	788,479	69,750	858,229				
	(1) 療養給付費	668,344	70,000	738,344	一般被保険者	738,344千円	退職被保険者	0千円
	(2) 療養費	9,432	400	9,832	一般被保険者	9,832千円	退職被保険者	0千円
	(3) 審査支払手数料	3,210	-60	3,150				
	(4) 高額療養費	98,501	650	99,151	一般被保険者	99,151千円	退職被保険者	0千円
	(5) 高額介護合算療養費	500	0	500	一般被保険者	500千円	退職被保険者	0千円
	(6) 移送費	100	0	100				
	(7) 出産育児一時金	4,502	-1,000	3,502				
	(8) 葬祭費	1,250	0	1,250				
	(9) 結核精神給付金	2,640	-240	2,400	町の独自給付			
3	国民健康保険事業費納付金	320,045	4,352	324,397	町から県へ納める納付金			
	(1) 医療給付費分	195,739	-1,008	194,731	一般被保険者	194,681千円	退職被保険者	50千円
	(2) 後期高齢者支援金等分	92,439	3,545	95,984	一般被保険者	95,982千円	退職被保険者	2千円
	(3) 介護納付金分	31,867	1,815	33,682	一般・退職の区分なし			
4	財政安定化事業拠出金	0	0	0	県基金から交付を受けた場合、翌々年度に国・県・町でそれぞれ1/3を補てん			
5	保健事業費	16,152	215	16,367	疾病予防事業・特定健診・特定保健指導			
6	基金積立金	10	0	10	基金利子分積立			
7	公債費	0	0	0	一時借入支払利息			
8	諸支出金	11,622	-1,277	10,345	償還金・還付金・延滞金 ほか			
9	予備費	892	-290	602				
	合計	1,143,732	73,203	1,216,935				

### 3. 令和6年度国民健康保険特別会計予算（案）の概要

#### (1) 予算規模

年 度	予算規模
令和5年度	1,143,732 千円
令和6年度	1,216,935 千円
比 較	73,203 千円

#### 【予算規模が大きくなる主な要因】

- 歳 入 保険給付費等交付金の増加 (対前年比+72,905 千円)
- 歳 出 保険給付費（医療費）の増加 (対前年比+69,750 千円)
- 納付金（県への支払）の増加 (対前年比+ 4,352 千円)

#### ※医療費増加の要因

透析を受けている被保険者の増加、新型コロナウイルス感染症が5類となったことにより、外来医療費及び入院医療費が自己負担となったことが影響

#### (2) 令和6年度国民健康保険税

「長野県における保険税水準の統一に向けた松川町のロードマップ」に基づく税

【医療分】 上段：令和6年度 下段：（令和5年度）

	所得割	均等割	平等割
医 療 分	5.70%	18,000 円 (17,000 円)	16,600 円 (15,500 円)
支 援 金 分	2.55%	9,200 円	7,800 円
介 護 分	2.32%	9,500 円	6,500 円

#### (3) 財政調整基金の取り崩しによる繰入

「長野県における保険税水準等の統一に向けた松川町のロードマップ」に基づき、税率据置により保険税が不足する部分を、基金取崩により対応。

令和6年度基金取り崩し	…	2,500 千円
令和6年度末の基金残額見込	…	70,268 千円

#### 4. 保険料水準の統一について

##### 1 長野県国民健康保険運営方針

「長野県における国民健康保険運営の中長期的改革方針（保険料水準等の統一に向けたロードマップ）」に基づく取り組みについて、県と市町村職員で構成する3つのワーキンググループ（保険料・保健事業・市町村事務標準化等）に分かれて検討を行っています。（当町：市町村事務標準化等WG）厚生労働省「保険料水準統一加速化プラン」、ワーキンググループの検討結果を基に、県・市町村国保運営連携会議において今後の長野県国民健康保険運営方針が3月中旬に示されます。

##### 2 標準的な保険料（税）の算出

- 標準保険料率は、県及び市町村間の保険料水準の比較を行うための参考料率です。各市町村の納付金から市町村個別の公費等の見込額を控除し、独自に行う保険事業や任意給付等の費用見込額を加算した、その市町村の保険料として集めるべき必要額を基にして算出した料率となります。従って、市町村の個別の基金や余剰金、法定外繰入等の影響は加味されていないため、実際に市町村が賦課する保険料率として示されているものではありません。あくまで参考値となりますが、令和6年度分について町税率との差額は以下のとおりです。

		応能割		応益割			
		所得割		均等割	平等割	合計	差額
医療分	長野県	6.52%	△0.82%	19,508円	17,471円	36,979円	△2,379円
	松川町	5.70%		18,000円	16,600円	34,600円	
支援金分	長野県	2.96%	△0.41%	10,710円	8,917円	19,627円	△2,627円
	松川町	2.55%		9,200円	7,800円	17,000円	
介護分	長野県	2.58%	△0.26%	10,278円	6,860円	17,138円	△1,138円
	松川町	2.32%		9,500円	6,500円	16,000円	

※標準保険料率を下回る場合、納付金原資に不足が生じることになるため、別途資金の工面が必要となります。（基金取崩し、法定外繰越等）

##### 3 「長野県における保険料水準の統一に向けた松川町のロードマップ」の見直しについて

3月の県国保運営連携会議で示される、令和10年度以降の統一方針の決定を受け、令和7年度、8年度で県ロードマップの令和10年度以降の内容について見直しが行われることになりました。それに合わせて町ロードマップについても見直しを行います。町ロードマップでは、令和9年度の二次医療圏統一までの税率（額）が妥当か、増額等が必要か、また令和10年度以降の税率（額）の算定などについて、令和6年度から進めたいと思います。国、県の動向を注視し、委員の皆様へご相談しながら進めて参ります。